

地すべり対策事業	事業主体 県	所管課班 農村整備課 防災対策班
----------	--------	------------------

事業の趣旨

地すべり現象に対する国土保全及び民生の安定を図るための事業

採択基準

防止工事

- ・「地すべり等防止法」第3条により指定された地すべり防止区域であること。
- ・総事業費が1件当たり7,000万円以上のもの

関連工事

- ・地すべりによる被害を除去し、又は軽減するため必要があると認められる区画整理、暗渠排水、農道、農業用排水、ため池の整備
- ・受益面積がおおむね3ha以上
- ・総事業費が500万円以上

補修工事（継続地区のみ）

地すべり防止施設を補修する事業であって、次の要件のすべてに該当するもの

- ・地すべり防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設に係るもの
- ・地すべり防止区域による地すべり防止施設のうち老朽化等により著しく機能が低下したものに係るもの
- ・総事業費が1件当たり1,500万円以上のもの

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
	防止工事 溪流工事	1/2	1/2	—	—	
	その他工事	1/2	1/2	—	—	
	関連工事 区画, 整理, 暗渠排水	40	未 定	未 定		
	農 道	45	未 定	未 定		
	”	50	未 定	未 定		傾斜度15°未満 ” 15°以上
	農業用排水, ため池	50	未 定	未 定		
	補修工事	1/3	2/3	—	—	